

# こころとからだの発達相談室えいところ

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社えいところ(以下「事業者」という。)が設置する「こころとからだの発達相談室えいところ」(以下「事業所」という。)が行う児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の適切な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)に対し、適切な事業の提供を確保することで、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に向け、地域生活への参加・包容(インクルージョン)を進めることを事業の目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、障害が気になる段階から、早期環境調整に取り組み、対人コミュニケーションを育成し、障害児が日常における基本動作及び知能技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

2 事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対しての事業を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に事業を提供する。

3 事業所は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、虐待防止委員会や責任者を設置する等必要な整備を行い、従業者に対し研修を実施する。

5 事業の実施にあたっては、前4項の他、高知市指定障害児通所支援の事業等の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年10月3日条例第22号）、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ころとからだの発達相談室えいところ
- (2) 所在地 高知市東久万177-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤勤務）  
管理者は、事業その従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者1名（常勤勤務）  
児童発達支援管理責任者は、事業にかかる通所支援計画（以下『児童発達支援計画』という。）の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 保育士または児童指導員 2名以上  
児童指導員または保育士は、事業の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、もっぱら事業の提供に当たる。
- (4) 訪問支援員 1名以上（常勤勤務）  
訪問支援員とは、保育所等訪問支援計画に基づき障害児等に対して適切に支援を行うとともに、保護者及び支援者に助言、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日とする。  
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。  
\*土・日曜日、祝日については事業の必要に応じて営業する。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日まで

\*土・日曜日、祝日については事業の必要に応じて営業する。

(4) サービス提供時間

児童発達支援事業 午前 9 時から 12 時 午後 1 時から午後 5 時 30 分

放課後等デイサービス 午前 9 時から 12 時 午後 1 時から午後 5 時 30 分

保育所等訪問支援 午前 9 時から午後 4 時

(事業の利用定員)

第6条 利用定員は、10 人とする。

(事業の実施地域)

第7条 高知県全域とする。

(児童発達支援事業)

第8条 児童発達支援事業の対象者は、乳幼児で障害児（情緒障害・発達障害・知的障害・肢体不自由・発達が気になる段階も含む）及びその保護者とする。事業の内容は以下の通りとする。

- (1) 乳幼児期の個々のニーズに即した児童発達支援の提供（親子通園）  
障害児（気になる段階も含む）に、児童発達支援計画に基づき、一人ひとりの個性を尊重する児童発達支援の場を提供する。日常生活訓練や遊びなどを通じて、対人コミュニケーション力の育成、親の愛着形成、早期環境調整に関し保護者に対し相談援助を行う。
- (2) 保護者からの依頼に基づく相談等の家庭支援  
児童発達支援計画に基づき、個人にあった環境の中で、対人コミュニケーションの育成や集団生活を行うための専門的な支援について、保護者へ助言指導を行う。

- (3) 保護者が子どもの児童発達支援について学びを深める場の提供  
乳幼児期の障害児（発達が気になる段階）をもつ保護者が、早期から子ども  
の特性を理解できる学びの機会を提供する。

（放課後等デイサービス）

第9条 放課後等デイサービスの対象者は、障害児（18歳未満の情緒障害・発達障害・知的障害・肢体不自由・精神障害者及び難病等対象者、不登校傾向や不登校児も含む）及びその保護者とする。事業内容は以下の通りとする。

- (1) 学童期の個々のニーズに即した児童発達支援の提供  
障害児に、児童発達支援計画に基づき、一人ひとりの個性を尊重する個別指導や集団指導を行う。対人コミュニケーションの育成や必要に応じてSSTを実施し、自己理解を深める。
- (2) 保護者からの依頼に基づく相談等の家庭支援  
障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- (3) 関係機関との連携  
保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

（保育所等訪問支援事業）

第10条 保育所等訪問支援の対象者は、県内の保育所や小学校等に在籍する障害児やその保護者が集まる施設・場（親子ひろばを含む）を利用する障害児（情緒障害・発達障害・知的障害・肢体不自由・発達が気になる段階・不登校 傾向または不登校児も含む）及びその保護者、その対象児を支援する施設や場の職員・支援スタッフとする。事業内容は以下の通りとする。

- (1) 発達障害等に関する専門知識・技術を有する訪問員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場（親子ひろばを含む）へ訪問し、障害児（気になる段階も含む）に対し、行動観察、発達検査等、客観性に準拠するアセスメントによる児童発達支援計画に基づき、対人コミュニケーション力を育成し、集団場面での環境調整のための専門的な支援を行う。
- (2) 訪問員は、行動観察、発達検査などの客観性に準拠するアセスメントによる児童発達支援計画に基づき対人コミュニケーション力を育成や集団生活

場面での環境調整について、保護者に助言指導を行う。

- (3) 訪問員は、訪問先の施設職員・スタッフ等に対し、行動観察、発達検査などの客観的に準拠するアセスメントによる児童発達支援計画に基づき、対人コミュニケーション力の育成や集団生活場面での環境調整のための支援方法について助言指導を行う。

(サービス提供における留意事項)

第11条 事業所の職員は、サービスの提供にあたり、次の内容に留意する。

- (1) 利用者により適切なサービスが提供できるよう、他職種の専門職による「支援会議」を開催し、客観性に準拠した総合的なアセスメントと共に、児童発達支援計画のモニタリングを行い、継続的な支援ができるようにする。
- (2) サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない者とする。
- (3) 事業実施にあたっては、利用契約書、重要事項説明書に記載されている留意事項に従い、利用者の立場に立って、「見える化」が図れるように配慮する。

(利用者負担額等にかかる管理と利用者から受領する費用等)

第12条 事業者は、サービスを提供した際は、保護者から、市町村が定める負担額の範囲内において通所利用者負担額の支払いを受ける。

2 事業者は法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受ける。

3 事業者は第2項の支払いを受ける額その他、次の費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 教材費等
- (2) 食事代等
- (3) 前号に掲げるものの他、事業で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担してもらうことが適当と認められるもの。

4 事業者は、第3項の費用にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ保護者

に対し、当該のサービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得る。

5 事業所は、前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者等に交付するものとする。

#### (緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 事業の提供を行っている時に、障害児に病状の急変が生じた場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。

3 事業の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償する。

#### (非常災害対策)

第14条 事業者が、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けると共に、災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知する。

2 事業者は、非常災害に備えるため定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。

#### (苦情解決)

第15条 事業者は、提供した発達支援等に関する障害児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設定する。

2 事業者は、提供した事業に関し、法の定めるところにより県又は市町村が行う文書その他の物件の提供、若しくは提示の求め又は当該職員からの質問、物件の調査に応じ協力する。県又は市町村から指導、助言された場合は必要な改善を行う。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査または斡旋にできる限り協力する。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に遵守し、適正に取り扱う。

2 職員は、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨の誓約書を交わす。

4 事業所は、他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するために次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設ける。又、業務の執行体制についても検証・整備する。

- (1) 採用時研修 事前及び採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年5回程度

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業所は、障害児等に対する保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、保育所等訪問支援をした日から5年間保存する。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業者の管理者との協議に基づいて定める。

#### 附則

この規定は、令和6年7月16日から施行する

この規定は、令和7年7月1日から施行する